

公立大学法人国際教養大学業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 業務の方法（第3条—第8条）
- 第3章 業務の委託（第9条・第10条）
- 第4章 契約の方法（第11条）
- 第5章 雑則（第12条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人法施行細則（平成16年4月1日秋田県規則第5号）第2条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により秋田県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

（大学の設置及び運営）

第3条 法人は、英語をはじめとする外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成するため、国際教養大学を設置するものとする。

- 2 前項に規定する国際教養大学に国際教養学部を置くものとする。
- 3 前項に規定する国際教養学部にグローバル・ビジネス課程及びグローバル・スタディーズ課程を置くものとする。
- 4 第1項に規定する国際教養大学に専門職大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科を置くものとする。
- 5 前項に規定するグローバル・コミュニケーション実践研究科にグローバル・コミュニケーション実践専攻を置くものとする。

（学生支援）

第4条 法人は、すべての学生に対し学務等に関する指導を行う担当教員を配置し、修

学、進路選択及び学生生活に関する指導を行うとともに、専門職員による心身の健康等に関する相談その他の援助を行うものとする。

(委託研究等)

第5条 法人は、民間企業及び教育機関等との連携により、産業、経済又は教育に関する委託研究若しくは共同研究を実施するものとする。

(学習機会の提供)

第6条 法人は、学内外の施設を活用した公開講座の開設、情報媒体を活用した語学講座の実施等により、学生以外の者に対し、幅広く学習の機会を提供するものとする。

(地域貢献及び国際貢献)

第7条 法人は、県内教育機関等との連携により、教員の英語教授法及び学生等の英語力の向上を図るほか、地域の国際交流活動に対する支援及び国際会議への参画等を通じ、地域社会及び国際社会へ貢献するものとする。

(附帯事業)

第8条 法人は、第3条から前条までに掲げる業務を効率的かつ効果的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うことができる。

第3章 業務の委託

(業務の委託)

第9条 法人は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第10条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、当該委託業務に関し、次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を受託者との間に作成し、委託契約を締結するものとする。

- 一 業務の内容に関する事項
- 二 業務を行う場所及び方法に関する事項
- 三 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- 四 業務の結果の報告に関する事項
- 五 委託費の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項
- 六 その他必要な事項

第4章 契約の方法

第11条 法人の売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札は、次の各号に掲げる場合に該当するときに限り、これによる

ことができる。

- 一 その性質又は目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

3 第一項の随意契約は、次の各号に掲げる場合に該当するときに限り、これによることができる。

- 一 契約の予定価格が法人の規程で定める額を超えないとき。
- 二 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- 三 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 四 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 五 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 六 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 七 落札者が契約を締結しないとき。

第5章 雑則

第12条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、秋田県知事の認可のあった日から施行する。